

四季彩の杜をつくる会 協賛金規程

(目的)

第1条 この規程は、四季彩の杜をつくる会(以下「当会」という。)が受ける協賛金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「協賛金等」とは、当会が行う活動の支援のため、企業、法人、団体(以下「企業等」という。)から提供される支援金(以下「協賛金」という。)をいう。なお、協賛金の金額は、原則として金1口(30,000円)以上とする。

(協賛特典)

第3条 協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典を次の各号のとおりとする。

- (1)「四季彩の杜をつくる会」のホームページ等の媒体に協賛者の名称、バナーを掲載すること。
- 2 当会は、前項に規定する協賛特典以外に、協賛金等の金額その他の事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することがある。
- 3 本条に基づく協賛特典の有効期限は、前項に準じて協賛者と協議の上で当会が決定するものとする。

(協賛の申込)

第4条 当会の理念及び活動に賛同した企業等が協賛を申し込む場合は、ホームページ(企業・団体の協賛金のお願い https://hokkaido-shikisainomori.com/join_c/)

に記載する申込フォームに必要事項を入力、送信を行い提出するものとする。

(協賛の承諾等)

第5条 当会担当者は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知、請求書発行をもって振込先を連絡するものとする。

2 当会担当者は、申込受領後内容を確認し、申込者から、協賛を行う条件として、当会の負担に関わる条件が付されている場合には、直ちに申込者に直接連絡を行い内容について確認しなければならない。

3 当会担当者は、前項に該当する場合において、不適切と認められる、あるいは重要事項の場合当会役員に報告しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。

(1)法令に違反する場合又はその恐れがある場合

(2)申込者が又はその役員、従業員が反社会的勢力に属する場合、もしくはそれらの活動が、当会の目的または事業と相反するものと判断されるとき

(3)協賛の受け入れにより当会業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、または当会の目的の達成に資するものではないと判断される場合

5 協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

(協賛金の納付)

第6条 当会担当者は、協賛金の申込みを承諾したときは、振込口座、金額を明示した請求書を企業等に送付するものとする。

2 当会担当者は、協賛金を受領したとき、口座振込による入金については、協賛者から受領書発行の申し出があった場合を除き、協賛者の手元に残る口座振込の控えをもって受領書の発行に代えることができる。

3 いかなる事由があっても協賛金を現金で受領することはありません。

(協賛金等の使途)

第7条 協賛金は当会の活動である森林の整備、維持、保育、継続運用に要する経費に充て、その他の目的には使用しない。

(協賛の取下げ)

第8条 協賛者が、自己の都合により協賛を取り下げの場合、納付済みの協賛金は原則として返還しない。

2 協賛者が、協賛社の責めに帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金の未使用分を当該協賛者に返還する。

3 前項の規定により返還する協賛金には利子を付さない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協賛金の取扱いに関し必要な事項は、当会代表が別途に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員の過半数の同意を経て行う。

附則 この規程は、2024年4月1日に制定し、同日から施行する。